

令和4年10月11日

保護者の皆さまへ

社会福祉法人あしかび
認定こども園たかさきこども園
たかさき保育園

令和3年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和3年度、当園が代理受領した施設型給付費等の額は、下記のとおり、各支給認定保護者について、「当園に係る各支給認定子どもの公定価格の額から、各支給認定保護者に係る保育料を減じた額」となります。

○認定こども園たかさきこども園・本園

児童1人あたりの公定価格の額（月額）		-	各保護者がお支払いになった保育料（月額）	=	当園が代理受領した施設型給費の額（月額）
認定こども園 1号					
3歳児	199,092円				
4歳以上児	189,782円				
認定こども園 2. 3号					
標準時間認定					
乳児	241,054円				
1. 2歳児	150,994円				
3歳児	79,964円				
4歳以上児	71,074円				
短時間認定					
乳児	233,364円				
1. 2歳児	143,304円				
3歳児	72,464円				
4歳以上児	63,574円				

○認定こども園たかさきこども園・分園

児童1人あたりの公定価格の額（月額）		-	各保護者がお支払いになった保育料（月額）	=	当園が代理受領した施設型給付費の額（月額）
認定こども園 3号					
標準時間認定					
乳児	301,106円				
1. 2歳児	211,046円				
短時間認定					
乳児	270,896円				
1. 2歳児	180,836円				

○たかさき保育園

児童1人あたりの公定価格の額（月額）		-	各保護者がお支払いになった保育料（月額）	=	当園が代理受領した施設型給付費の額（月額）
保育認定 3号					
標準時間認定					
乳児	296,374円				
1. 2歳児	207,714円				
短時間認定					
乳児	290,894円				
1. 2歳児	202,234円				

「法定代理受領」の通知の法的位置付け

○子ども・子育て支援法に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付費としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、大阪市から当園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。

○「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和3年度の実績をご報告するものです（あくまで、実績をご報告するものであり、これにより、追加の給付や保育料の支払い等が発生するものではありません）。